

かな福祉専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法並びに社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉の領域に関して広く知識と技能を習得して、地域福祉に貢献できる有能な福祉専門家を育成することを目指すと共に、「笑顔」「健康」「誠実」を基本とし、介護を通して「心と心との触れ合い」ができる人間性の豊かな介護福祉士の養成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、かな福祉専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を埼玉県児玉郡神川町大字新里字新羽根倉 2779 番 5 に置く。

(学校評価)

第3条の二 校長は、本校の教育活動及び学校運営の状況について自己評価を行う。

2 校長は、前項に定める自己評価の結果をふまえて学校関係者評価を行う。

3 校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を公表する。

4 校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を理事長に報告する。

第2章 課程・学科及び修業年限定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科および修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	クラス	総定員	備考
教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	2年	40名	2	80名	昼間のみ

(在学年限)

第5条 本校における在学期間は4年を超えることができない。

(学年、学期)

第6条

本校の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 課程の学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条

本校の休業は、次のとおりとする。

(1) 土・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏季休業 各年度当初、校長の定めるところによる

(4) 冬季休業 同上

(5) 春季休業 同上

(6) 開校記念日 4月1日

2 前項の規定にかかわらず教育上必要があり、且つやむを得ない事情があるときは、休業日に授業又は、実習を行い休業日を変更もしくは臨時に休業日設けることができる

3 非常災害その他急迫の事情があるとき、もしくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業又は、実習を行わないことができる。

第3章 教育課程・授業時数および教員組織

(教育課程及び授業時数等)

第8条

本校の教育課程及び授業時数等は、別表1のとおりとする。

2 別表1に定める授業時数の1コマは90分として、卒業までに履修させる授業時数は、1800時間以上とする。

3 医療的ケアは実時間を50時間以上とし、54時間を講義にあて、演習を21時間として基本研修を実施する。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 授業時間数を単位数に換算する場合において、領域の細分において単位数を定め、人間と社会では、30時間を2単位数とする。介護の領域の、介護の基本は、60時間を4単位数とする。また、コミュニケーション技術では、30時間を1単位数とし、生活支援技術では、60時間2単位数とする。介護過程、介護総合演習においては、30時間を1単位数とする。介護実習においては、介護実習Ⅰの90時間は2単位数とし、介護実習Ⅱ-1は180時間、介護実習Ⅱ-2は180時間とし、それぞれ、4単位数とする。そして、こころとからだのしくみの理解においては、30時間を2単位数とする。

医療的ケアの基礎研修は、医療的ケアⅠ、医療的ケアⅡ、医療的ケアⅢを講義とする。医療的ケアⅣは演習とする。

医療的ケアⅠ、医療的ケアⅡ、医療的ケアⅢの各12コマ(18時間)講義を各1単位数とし、医療的ケアⅣ演習の14コマ(21時間)を1単位数とする。

(成績評価)

第10条

授業科目の成績評価は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して

行う。但し、出席時数が別表1に定める3分の2(介護実習については、5分の4とする)以上に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

2 成績の評価については、学則取扱細則第4条に規定する。

(始業及び終業)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時刻	終業時刻
教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	昼間	9時00分	16時20分

(教職員組織)

第12条

本校の教員組織は、次の通りとする。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員

課程	介護福祉科
----	-------

専任教員	3名以上
非常勤講師	7名以上
計	10名以上

(3) 事務職員 2名以上

(4) 学校医

2 校長は、校務を司り、所属職員を監督する。

3 必要に応じ、副校長を置くことができる。

4 専任教員のうちから教務主任1名を置く。

5 教務主任は、校長の命を受け、教務に関する事項を総括する。

6 専任教員は、担当科目について学生に教授するとともに教育指導を掌る。

7 非常勤講師は、担当科目について学生に教授する。

8 事務職員のうちから事務長1名を置く。

9 事務長は、校長の命を受け、本校の事務を総括する。

10 事務職員は、校長及び事務長の命を受け、事務を処理する。

(職員会議)

第13条

校長、教務主任、専任教員及び事務長、事務職員をもって教職員会議を組織する。

2 教職員会議は、校長が議長となり、次の事項について協議する。

(1) 学生の教育に関する事項

(2) 教育上必要な施設・設備に関する事項

(3) 学生の成績評価及び課程修了認定に関する事項

(4) 学則の変更に関する事項

(5) 学生の除籍に関する事項

(6) その他必要と認められる事項

第4章 入学・休学・退学・卒業

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

(1) 高等学校及び中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の過程による12年の学校教育を修了した者

(3) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入試資格試験に合格した者

(4) 外国において学校教育による12年の課程を修了した者

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学手続)

第16条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、指定期日までに提出しなければならない。

(2) 前号の手続を終了した者に対して、入学者を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から30日以内に第26条の入学

金・授業料を添え、手続をとらなければならない。

(編入学・転入学)

第17条 本校への編入学又は転入学は、これを許可する。学校長は、大学、短期大学、その他の介護福祉士養成施設等からの編入学又は転入学を許可する。この場合、本人の申請により、他校で取得した科目の履修(介護の領域外での科目)が、当校の範囲(別表2)に該当するかを精査し、個々の既習の学習をシラバス等からも評価する。その結果、当校介護福祉士養成施設における教育内容に相当すると認められる場合は、総履修時間数の2分の1を超えない範囲内で、当校介護福祉士養成施設における科目の履修に代えることができる。

(休学)

第18条 病気、その他やむを得ない理由によって、1ヶ月以上修学ができないときは、病気の場合には医師の診断書を添え、その他の場合にはその理由を記した書面に保護者と連署のうえ、いずれも所定の書式により校長に休学を届け出て許可を受けなければならない。

(復学)

第19条 前条により休学中の者が復学しようとするときは、校長の許可を受けて復学することができる。この場合、病気による休学であったときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(登校の禁止)

第20条 感染症に罹り、またはその虞のある者に対して、必要があるときは、校長は出席を停止することができる。

(退学)

第21条 退学しようとする者は、所定の書類にその理由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第22条

第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は、課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、各学年の課程を修了したと認めたものには、校長は卒業証書を授与する。

3 前項により、教育・社会福祉専門課程介護福祉科を修了したのものには、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を付与する。

第5章 賞 罰

(褒賞)

第23条 学業が特に優秀な者、他の規範となる者について褒賞することができる。

(懲戒)

第24条

校長は本校の規則に違反、本校の学生の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席できない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第6章 入学金及び授業料等

(学費)

第25条 本校の学費は次のとおりとする。

(1) 入学金	225,000円	入学時に納付する
(2) 授業料	660,000円(年額)	半期毎に納付する
(3) 施設管理費	240,000円(年額)	半期毎に納付する
(4) 実習費	100,000円(年額)	半期毎に納付する

- (5) 学費は、学校所定の期日までに納付しなければならない。但し、正当な理由により納付できない者が申し出たときは、四半期毎の納付を認めることがある。
- (6) 証明書発行手数料等は、別に定める

第26条 一度納入した入学金、授業料等は、返還しない。但し、入学時の入学金及び授業料については、本人及び保証人の連署で所定の期間内に入学辞退の申し出のあった者に限り授業料を返還する。

第27条 休学するものに対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

(除籍)

第28条 授業料を3ヶ月以上滞納した者は、除籍することができる。

(健康診断)

第29条 健康診断は毎年1回、別に定めるところにより実施する。

雑 則

(施行細則)

第30条 この学則の施行についての細則は、学則取扱細則に定める。

附則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

第22条第3項の適用については平成20年4月1日から施行する。

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年4月1日から施行する。